

一、各工場日給者以外ノ諸員工ニ対スル工場調査ヲ
 完了ノ上適當ニ改正シ昭和八年二月二十一日ヨリ之ヲ実施ス
 一、各工場日給者並ニ諸員者工場ハ工場調査完了後
 臨時工場実施ノモノヲ適當分配シ之ヲ各工場ニ延長実
 施ス、実施毎月日又各工
 一、勤續獎勵令規定ヲ改正シ各臨時兩工場全従業員ニ
 適用ス、実施期日ハ昭和八年二月二十一日トス
 一、日給昇給規定ヲ新制ニ昭和八年二月二十一日ヨリ之ヲ実
 施ス、此ノ昇給最低額ハ男子一日金三、女子一日金三

次トス